議長	副議長						
		局長	次長	副参事	主査	主任	係

# 行政視察報告書

平成24年 2月16日

大津市議会議長

北村 正二 様

日本共産党大津市会議員団 団長 塚本 正弘 印

日本共産党大津市会議員団が行った行政視察の結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1.期間 平成24年 1月23日(月)~24日(火)
- 2. 視察先 神奈川県大和市

神奈川県茅ヶ崎市

千葉県野田市

3. 視察目的 行政視察

大和市

・公共交通について

茅ヶ崎市

- ・コモンセンス・ペアレンティング (怒鳴らない子育で練習) について 野田市
  - ・公契約条例について
- 4.調査内容 別紙のとおり
- 5.参加者 塚本正弘 杉浦智子 石黒賀津子 岸本典子 黄野瀬明子 佐々木松一

# 調査項目と内容報告

# 目 次

【大和市 公共交通について 】	2
調査内容への回答	2
1 . 市内の公共交通の現状について	2
2 . 大和市における交通不便(空白)地域について	2
3 . 市民団体の活動について	2
4 . 今後の取り組みについて	2
質疑応答	2
神奈川県大和市を視察しての所感	
【茅ヶ崎市 CSP:コモンセンス・ペアレンティングについて 】	5
調査内容への回答	
1 . コモンセンス・ペアレンティング導入の経緯について	
2 . 普及のための方策について	5
3 . 具体的事業の実施状況について	6
4 . 今後の課題について	6
質疑応答	6
神奈川県茅ヶ崎市を視察しての所感	7
【千葉県野田市 公契約条例について 】	8
調査内容への回答	8
1 . 公契約条例制定の経緯について	8
2 . 公契約条例制定の規定内容について	9
3 . 公契約条例制定以降の変化・影響について	
4 . 取り組みの課題について	
5 . 条例改正への取り組みについて	9
6 . 今後の課題について	
質疑応答	
千葉県野田市を視察しての所感	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

# 【大和市 公共交通について 】

説明者:街づくり計画部 街づくり総務課 街づくり調査担当 田口健一

調査内容への回答

1.市内の公共交通の現状について

公共交通機関と利用状況について

市内には、小田急江ノ島線、相模鉄道本線、東急田園都市線の3線、8駅がある。

最も乗降人員が多いのは大和駅で約11万人/日の利用がある。

それほど広くない市域に8駅があり、市内の多くの地域から徒歩20分以内程度で最寄駅まで到

達できることから、バスの利用は多くない。バスは、神奈川中央交通バス、相鉄バスの2社の路線がある。

公共交通に対する市民の要望について

駅まで20分以内程度の範囲がほとんどであることから、以前は市民からの要望は多くなかったが、高齢社会を迎えたなどの理由から、駅までのアクセス手段などをはじめ、日常の足としてコミュニティバスを求める声が高い。市民アンケートでは、従来自転車や徒歩で移動していた人たちがコミュニティバスを利用している実態が明らかになった。バスの運行には料金やルートなどおおむね良好な回答を得ているが、運行本数が少ないことが課題になっている。

### 2. 大和市における交通不便(空白)地域について

交通不便(空白)地域の定義について

大和市では独自に基準を設け、鉄道駅から700m以遠であり、バス停から200m以遠の地域を交通不便地域と規定しており、大まかに4地域ある。

市としての対策について

交通不便地域であり、バス車両が走行できる道路がある、一定の人口の集積がある、などの条件を満たす地域にはコミュニティバスを走らせている。

#### 3.市民団体の活動について

取組みの状況について

市民と市の協働事業の取組みとして「乗合バス」の運行が行われている。運行管理など実務上の運営は地域の運営委員会(7自治会)が担っている。自治会費の中から、1軒あたり10円/月の負担金とバスに乗った人から謝礼を受け取って運営費に充てている。あくまでも無償運送が原則。手作りのバス停のステッカーなどを民家や商店などに協力いただいて、貼り出しもしている。

市の関わり方について

車両の確保・・・(これには、リース代・ガソリン代などを含む)を市の役割としている。 市民の反応について

地域内の市民からはおおむね肯定的な反応が寄せられている。利用実績は平成22年度は約8500人。夏は1ヶ月で900人程度。今年度のピークは月1100人に。

### 4.今後の取り組みについて

コミュニティバスの運行は、市民意見を取り入れ、ルート変更なども視野に入れるなど、さらなる利便性の向上を図りながら継続していく予定。

市民団体の活動については、地域が主体となる交通創出への支援を継続していく予定。

### 質疑応答

(コミュニティバス・・・資料A-2~A-3、パンフレット)

- (問)交通不便地域という考え方は?
- (答)大和市は南北9キロメートル、東西3キロメートルというコンパクトな市域に8つの私鉄駅があるが、都心に向けての移動は便利だが、都市内の交通については不便な地域もあり、高齢化の進展によってそれまで自転車などで移動していた人たちに、公共交通の要望が高まってきた。市街化区域の中での不便地域ということを考えている。
- (問)乗合交通での市の支援は金額的にはいくらぐらいか?
- (答)車のリース代とガソリン代で年間140から150万円くらい。

- (問)地域の人は全部ボランティアでやっているのか?
- (答)事業の枠組みとしては、住民を主体とする「乗合運行委員会」による無償運送事業(運転ボランティアが12、3人、添乗ボランティアが15名程度)として運行し、7自治会で1世帯あたり年間120円の支援(1500世帯で約18万円)と、利用者による自発的募金によって、バス停(ラミネートの標識様のもの)などの経費やボランティアの謝礼などに充てている。バスは普通免許でも運転できる10人乗りのワゴン車で、平日の朝8時から夕方4時台まで10便の運行。
- (問)民間バス事業者・タクシー事業者との話し合いは?
- (答)バス事業者はもともと道路が狭隘で路線バスが入ることができない地域であるため異論はない。タクシー事業者は競合する面もあるが、住民の自主的な助け合いとしての事業であるので、 大きな反対は示していない。
- (問)市として補助事業を作ったのか、住民からの要望か?
- (答) 公共交通不便地域として位置づけられ、 市協働事業の採択を受けていることを条件として、地域住民が主体となって新しい交通を創出する活動に対して支援を行ったもの。平成20年度にNPO法人かながわ福祉移動サービスネットワークと県の協働事業の候補地としてあげられたことがきっかけとなった。3回のワークショップを経て、地域の7自治会約1500世帯が中心となって「乗合バス運行準備会」が発足。「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」に基づき提案が行われ、平成21年6月試験運行、8月に平成22年度から3カ年の事業として市の「協働推進会議」で採択された。
- (問)乗れない人が出た場合はどうしているのか?
- (答)乗れない人が出る場合は、急遽自家用車を出してもらう場合や近くのバス停に行く人に譲ってもらうなどのやりくりをしている。
- (問)市内の路線バスの赤字・撤退などはないのか?
- (答)バス交通は、神奈川中央バスと相模鉄道バスの2社が運行しているが、規制緩和で撤退した時期もあったが、現在は採算性のある路線を中心としており、本数が少ないなどの問題もある。
- (問)コミュニティバスの運行の経過は?
- (答)市内4つの公共交通不便地域を解消するために、平成13年度にコミュニティバスの運行検討会議、平成14年度実験運行の開始、平成16年度本格運行を開始した。別紙資料A-3にあるように、乗車人数は多いが、一昨年度、昨年度はやや落ちてきている。

コミュニティバスは、 公共交通網を補完、 公共交通不便地域の不便度の緩和、 移動制約者の移動手段の確保を目的として、北部・南部2ルートを運行している。

- (問)コミュニティバスの運行経費は?
- (答)運行は、神奈川中央交通に委託しており、市としての運行経費負担は、全体7000万円のうち4000万円。運賃による財源確保率50%をめざしているが、ほぼその範囲内と考えている。車体広告制度による収入増を図っているほか、利用促進策としてQRコードやメールによる案内、車体に市内小中学生の絵を掲示するなどなじみやすいものとしている。
- (問)コミュニティバスは100円だが市が運行。乗合交通は無償だがボランティアの運行。やりたいけどできない地域もあるのではないか。もう少し運転手への報酬など支援できないのか?

(答)市内でこの事業を行っているのは、西鶴間、上草柳と言われるこの地域だけであり、地域に相当の人材や組織力がなければ運営はやっていけないので、他の地域でも相談はあるが事業としての立ち上げはできていない。道路運送法などにかからない無償運送という枠組みで実施しているために、市としての支援はこれ以上は困難だと考えている。

### 神奈川県大和市を視察しての所感

(塚本正弘) 市の面積が比較的小さく、鉄道駅も多い市街地で地域の特性に応じた公共交通を 創出する取り組みを行っていることに感心した。特に、住民ボランティアで無償運送する取り組 みは「協働」の力量を持った地域でなければできない取り組みだと感じた。

いずれにしても、乗車率の高さなどを見ても大津市でもこのような協働での取り組みを取り入れていく必要を感じた。特に参考にするべき点として、交通不便地域の定義を市独自で設定していること、コミュニティバスの3つの考え方と対象地域の絞り込みなど一定のルールを明らかにして事業を推進していることが、住民の理解や利用促進に大きな力になっていると思った。

(杉浦智子) 大津市と比較して、コンパクトな市域に私鉄3線、8駅を有しており、徒歩20分以内で最寄りの駅に到達できるという公共交通の条件にあり、もともとバス交通への依存度が低いまちであるにも関わらず、市民の不便度の緩和、移動制約者の移動手段の確保という要望に、市としてアンケートをとったり、利用促進への働きかけや乗り合いバスへの支援をおこなうなど真摯に向き合う姿勢は重要であると感じた。

市の高齢者や子育ての支援施策とリンクさせて、コミュニティバスの利用者増、運行範囲の拡大を図ることも可能ではないかと思う。

(佐々木松一) 人口は23万人であるが、面積は27平方キロとコンパクトな市であり、なおかつ8つある駅まで15分以内の徒歩圏内ということで非常に交通に恵まれている。そのため公共交通の検討対象の交通不便地も鉄道駅から700m以遠、バス停から200m以遠と「贅沢」ともいえるものとなっているので大津市としてその点ではあまり参考にはならない。

コミュニティバスについては100円の料金プラス約6割の市の補助で運営されているが、大津市の場合料金を6割補助プラス通常料金で運行できる既存路線の可能性を検討する必要はないだろうか。また乗り合いバスについては車両維持費のみの補助ではよほどの条件に恵まれないと大津市では難しい。しかし地域の医療機関や介護事業所、小売店などの連携事業に生かす方法はないだろうか?

(石黒賀津子) 「コミュニティバス」は福祉的要素の強い事業であるが、運賃収入が運行経費の40%を占めているのには驚いた。料金が100円と安価であること、住民の声を反映して走行ルートの見直しや増便などがされたからであろう。「のりあい」では、市がNPOなどを活用し、運転手などの人的確保の支援をすればより広がるのではないかと思われる。大津市では住民の手で福祉有償運送事業が行われているが、「のりあい」のような形であれば介護認定外の高齢者も利用でき、市の負担額も少なくてすむ。協働の視点で大津市も検討してもらいたい。

(岸本典子) 元々、平坦な地形で、駅までも10分ほどで行けるため、自家用車ではなく、自転車を利用する市民が多かった。そのため、遠方には、電車や民間のバスを利用される割合も多い。民間のバスが走らない地域は、市のコミュニティバスがカバーし、コミュニティバスが入り込めない狭い道路は、住民による運営の乗り合いバスがカバーする。乗り切れない時はお互い譲り合い、近くまで乗ってきた方が、下車する場面に出くわしたが、限られた範囲(地域内)で運行されているため、成りたっているのではないか。

(黄野瀬明子) コミュニティバスは駅から700m、バス停から200m以外を不便地とする 基準は配慮を感じるが、「空気を運ぶことはできない」とし、人口集中地域に限定していることは 残念だった。また、行政が車輌を提供し、自治会が自主的に運営をする「のりあい」バスは、運転 手と添乗員や、運営に関する全てが住民負担で無償となるため、かなり力のある自治会に限られ る。また高齢化の進んだ過疎地域の交通の確保について課題が残ると思った。

【茅ヶ崎市 CSP:コモンセンス・ペアレンティングについて 】

説明者: こども育成部 子ども育成相談課 伊藤徳馬

### 調査内容への回答

1. コモンセンス・ペアレンティング導入の経緯について

児童虐待等、子どもを持つ家庭からの相談などの実情について

茅ヶ崎市は人口23万人で人口が増加しており、出生数は年間約2000人となっている。虐待の認知件数は、児童相談所と市の家庭児童相談室をあわせて平成17年度の95件から平成22年度442件へ約5倍に増加している。相談の割合ではネグレクトが44%、心理的虐待が28%、身体的虐待が27%となっており、就学前の子どもが約5割を占めている。

相談活動の体制と支援の取り組みについて

家庭児童相談室の活動は3名の正規のケースワーカーと4名の嘱託の相談員があたっており、6つの大きな特徴がある。第1に児童相談所を後方支援の体制と位置づけハイリスクの対応にあたってもらうが、ケース対応では対等の関係。第2にチーム活動を重視しながら、相談員の制約をなくしてレベルアップを図る。第3に子どもに関わる他の機関でも対応や選別ができるレベルまで連携を深めている。第4に虐待とはいえないケースも含めて、積極的なセーフティネットの構築を図る。第5に市だからこそ発揮できる連携や専門性の発揮(7名全員がCSPのトレーナー資格)第6に改善の課題を掲げてステップアップをしていることである。

コモンセンス・ペアレンティング導入の経緯について

平成19年度から要保護児童としての対象を広げた取り組みを検討していたが、個別対応への限界も感じていた。(時間的なことも含めて)CSPを経験したことのある相談員がスタッフに加わる中で、実際に自分(職員)の子どもに応用したところ効果を実感できたため、虐待児童だけでなく活用できることがわかった。

平成21年10月に1グループ数名程度で試行をし、22年度から子育で講座として事業化をした。当初は児童虐待が心配な親を対象に募ったが、1ヶ月で30名の応募。予想外の反響があったため、急遽市職員を対象にトレーナーの養成を行った。(35名)

平成23年11月時点でトレーナー40名、講座開催は7部署で行っている。

CSP(コモンセンス・ペアレンティング)とは、アメリカの児童養護施設で開発された暴力を使わない子育ての方法を行動で学ぶプログラム。日本の神戸少年の街(児童養護施設)で作成された日本版のDVDを教材として講座を開いている。具体的にビデオを見ながら、「子どもがだだをこねたら目を合わせながらなぜそれがいけないかをしっかり伝える」など、ロールプレイングで学んでいくため、わかりやすい、実践しやすい、効果が出やすい、コストがかからない(ほとんどDVDとそのための機材のみ)のが特徴。親の学歴や生活レベルなどに関係なく効果があることも一つの特徴。

#### 2. 普及のための方策について

普及のために、児童虐待だけではなく、子育てに不安を感じている親を対象として「怒鳴らな

いで子育ての練習をする講座(そだれん)」として広報紙などで案内をしている。

現在ではママ友を通じて「そだれん受けた?」などと会話の中でも広がっている。また、児童 家庭相談室だけでなく、保育園や子育て支援センターなどでも講座を開設しており、誰もが気軽 に受けられる体制を作っている。

これまで、市町村でペアレンティング講座などに取り組むところもあったが、ほとんどのところでは、専門性の高いことはできないと考えていた。しかし、このCSP講座に参加すると、職員自身が効果の高いことを理解し、手軽に実施できることが体感できることから、関連部署の職員はほとんどがトレーナー講習を受けている。

### 3. 具体的事業の実施状況について

CSP講座は1回2時間、7回で終了することになっており、対象は3歳から12歳の子どもを持つ親。基本的に少人数でのグループで受講することになるが、個別でのトレーニングも可能。 基本的に平日と土曜日、公共施設で開催し、託児体制も整えて受け入れをしている。

コストとしては、トレーナーの養成に一人25000円程度。ポータブルDVDプレーヤー(13000円くらい)、託児スタッフ一人1回2300円としてワンクール3人で48300円、その他は事務消耗品等なので、特別な事業予算は必要としない。

平成21年10月から平成23年11月までの間、一般市民向けグループ講座は29回、142人が受講、個別講座は13人が受講、現在受講中も含めて216人が受けている。1回2時間の入門講座は20回開催し、269人が受講している。保育所で保護者を対象としたグループ講座は5回29人の受講となっている。ほかに、子育て機関の職員向けに31回の研修を行い、469名が受講している。(資料3-2)

講座の成果として(資料3-3)受講前と受講後のアンケート調査結果を見ると、怒鳴る回数が減ったという回答では、その頻度が10から5.7と約半分に減少している。しつけに関わる各項目については、いずれも自己評価が向上している。

### 4. 今後の課題について

父親の参加率が低いことが一つの課題。これまで参加してきた父親はもともと「イクメン」と言われるように関心の高い人が多く、そうでない父親にどう参加してもらえるか。(資料3-4)保育園の自主開催で今まで5講座開いているが、さらに身近なところで参加しやすいように市内6カ所の公立保育園で実施できるよう推進していく。

発達に障がいを持っている子どもの場合にも、「そだれん」は一定有効だと考えているが、障害についての認識やそれに応じた専門的なアドバイスも必要となってくることから、発達相談など個別対応が必要。

今後は「怒鳴らない子育て」が常識となるように、トレーナーを増やして気軽に普及していくこと、茅ヶ崎だけではなく県下の自治体などにも普及していけるよう、県とも連携して取り組みを進めていく。(すでに1月21、22日からトレーナー講座を実施:資料3-1)

#### 質疑応答

- (問)大津市では多くの人には手が回らないので、前期・後期7回の特別なニーズの人にだけ支援を実施している。茅ヶ崎市では民間団体などへの委託など広げることは考えていないのか?
- (答)民間保育園やNPO法人など市と連携が取れるところで広げていきたい。
- (問)「NPO法人子ども家庭サポートセンターちば」と職員がはじめに取り組んだということ だがどういう経過か?
- (答)この事業を行うために、もともと子育て支援に取り組んできた民間団体にNPO法人とし

て参加してもらった。

- (問)児童虐待が増えて忙しい職場だと思うが、新規の事業に取り組んで職員はどのような体制をとっているのか?
- (答)常勤のケースワーカー3名、非常勤の家庭児童相談員4名(元保育士、幼稚園教諭など)で訪問活動などもしている。非常勤は5.5時間、月収18万円。とは言っても、仕事は常勤と同じような内容をしている。以前は保育園のケースワーカーと相談室の担当を兼務していたが、現在は専任化している。
- (問)子どもに発達上の障害がある場合はどのように対応しているか?
- (答) CSPではうまくいかずに、障害福祉課へ相談に行くが、そこも手一杯でふたたび講座の 方に戻ってくる場合もある。個別対応も必要になる。
- (問)母親の参加が多いが、父親の参加促進はどのようにしているか?
- (答)母親が気持ちに余裕を持って子育てをしようとすれば、父親の協力は不可欠。父親にも呼びかけているが、参加は少ない。入門講座(2時間1回)に参加してもらうとか、昨年10月の土曜日に3回にわたって「お父さんのためのそだれん」として母親と一緒に参加してもらえるよう取り組みを進めている。140人を目標にしたが、70人の参加だった。
- (問)子育ての上でCSPが常識になるような取り組みをどう進めようとしているのか?
- (答)県との協働事業で周辺の自治体の人たちに身につけてもらって広げようとしている。経費もDVDの上映や会場費などあまりかからず、関係職員がトレーナーになれば、手軽に開催できる。これが広がっていくことで、子育ての常識化をしていくことができると考えている。

## 神奈川県茅ヶ崎市を視察しての所感

(塚本正弘) 自治体として、子育ての方法を具体的に習得できるように援助していく取り組みはまだ珍しいと思うが、実効性のある手軽な取り組みという点で、茅ヶ崎市の取り組みは的を射たものと思う。児童虐待の問題はとかく「問題のある親」というとらえ方をしがちだが、誰もが直面している問題として、背景や家庭状況などはとりあえず問わずに具体的な「スキル」を身につけることを援助し、それを子育てをする親の常識にまで広げていこうとする意欲も画期的なものだと感じた。大津市でも困難を抱えた親に対する支援は行っているが、幅広い親への働きかけも検討するべきではないかと感じた。

(杉浦智子) 対処療法ではない、子育ての基本的な姿勢、しつけ対応のプログラムであり、より多くの人に知ってもらいたいと感じ、私自身も身につけたいと思った。

茅ヶ崎市では家庭相談室が中心となって、関係団体や機関に働きかけているが、大津市では福祉部門、教育部門との連携で養成や乳幼児検診時などを生かしての講習会の開催など組み立てられればと考える。

職員のスキルアップにも有効なプログラムなので、研修として位置づけることも検討できれば 良いのではないかと思う。

(佐々木松一) 基本は虐待対策というよりも子育て支援の一形態であると思う。話を聞いていて、内容としては尾木ママの言っていることと同じだな、教育の基本はそこにあるのだという感じ。子育てで大切なのは、親の方が子供の変化と成長を実感できることであり、それは親にとっても快感だと思う。「そだれん」については、導入もしやすく費用も多額には上らないことから、

大津市でもできるところから始めるべきであると思う。その実践の中で、子育てを困難にしている社会的な様々な要因について、考える視点を持つことが必要だろう。

(石黒賀津子) 大津市でも子育て講座の取り組みはされているが、公募はされていない。早急に地域団体の協力も得ながら虐待予防・子育て不安解消の対策として、子育て講座の回数を増やす努力を行い、効果が大きいとされるCSPの導入も視野に入れ、広げていくことが必要である。いずれにしても母親が気持ちに余裕の持った子育てが出来るためには父親の協力が不可欠であり、父親の参加を増やすためにもPTA行事などで取り組んでもらうなどの工夫が必要である。

(岸本典子) 子育ての中で、保護者が抱える「イライラ・自己嫌悪・悩み」を少しでも解消するのがねらい。1日10回怒っていたのを6,7回に減少すれば良いというもの。

講座には限界があり、受講者から知人に広がっていくこともねらっている。「親が子どもの目線にたち(そばで)、具体的に分かりやすい言葉で接する」というのはよく言われていることで、 保護者にそれだけの心のゆとりが持てるのか若干疑問でもあった。

(黄野瀬明子) 虐待に至る前に、虐待を根絶するための施策として、対象者を子育て世代全般にした CSP (誰にでもできるしつけ)は、DVDをみてロールプレイをするという気軽さが、受け容れやすくとても良いと思った。かかる費用は、FV (十一十一 養成費 2 . 5万円×7人、消耗品 1万円 / 年、託児事業 3 0 ~ 4 0万 / 年。合計で 4 8 . 5 ~ 5 8 . 5万円 / 年程度と軽微。職員の業務の増加を軽減していくことが課題だが、大津市など自治体で取り組む事業としてはよいと思った。

# 【千葉県野田市 公契約条例について 】

説明者:野田市総務部 管財課長 富山克彦、 管財課主任主事 伊原誠宏

調査内容への回答

1. 公契約条例制定の経緯について

公契約条例制定までの経緯について

平成17年に市長会を通じて公契約法を国で整備し、そこで働く人の労働環境の整備を国に要望してきたが、国の方で動きがなかったことから、これを地方が動いて国を動かすため、市長のトップダウンで決め公契約条例を制定したもの。

背景として市長が市民・建設業の方々との懇談の中で、大工さんや建設業の方々、賃金が安いということで後継者が育たない、自分の子を跡継ぎにできないことなど、賃金の問題があるとの話を聞いてきた。そのような現状がきっかけになっている。いわゆるワーキングプア問題、市で発注する業務の中での低賃金を何とか改善する必要性を感じたことから、自治体として公契約の問題に取り組むことにした。

平成21年9月議会に提案して全会一致で採択。10月1日には、805の自治体に公契約条例を制定したので、各地においても同様の取り組みをお願いしたいという文書を出させていただいた。

### 公契約条例制定の目的について

市の発注する公共事業の品質を確保するとともに、下請けをする中小零細事業者の経営やそこで働く人の生活の安定を図ることを目的としている。

# 2. 公契約条例制定の規定内容について

条例の対象について

丁事

第4条1号 予定価格5000万円以上の工事または製造の請負(23年9月までは1億円以上) 第15条 予定価格5000万円以上1億円未満の工事についても総合評価一般競争入札でおこ なうもの

ほかに野田市が建設工事委託をしている日本下水道事業団が発注する工事、現在下水道のポンプ場工事をおこなっているが、協定を結んで準公契約ということで対象とする。

#### 業務委託

第4条第2号 予定価格1000万円以上の工事または製造の請負で市長が定めるもの 具体的には、施行規則第3条で規定する施設の設備・機器の運転等6項目。

第3号 1000万円未満のもので市長が特に必要があると認めるもの施行規則第3条第2項で規定する保健センター等の清掃に関する契約。

#### 指定管理者

第15条 指定管理者選定の要件とする 指定管理施設32施設のうち第15条の対象は4施設 (ほかは今後更新の際に順次対象とする)

# 規定の内容について

(1)賃金の最低額を定めて、賃金の確保を図り労働者の保護を図ること。併せて受注者と下請けの労働者の安定を図る。受注者と下請け会社の責任でこの基準額を保障する。

支払いの確認を工事等の期間中に3回、履行確認をする。労働者からの申し立てもできるようになっている。今までの契約の中で、違反したケースはない。

違反した場合は違約金を取る。罰則を設けることで、条例の実効性を確保している。

### 3. 公契約条例制定以降の変化・影響について

清掃では 地域の最低賃金は時給728円の設定で、従来730円で働いていたものが、条例施行後829円へ引き上げられた。

施設の運転管理や保守点検は、すでに時給1000円以上だったことから、829円では低すぎて、空振りに終わった。

平成22年9月の改正で職種別賃金を設定した。たとえば、運転管理業務は@1480円、警備は @950円、電話交換は @1000円(いずれも時給)など。23年4月以降適用している。

### 4.取り組みの課題について

条例制定にあたっての課題は、「野田市公契約条例(平成21年9月30日公布)の概要」に書かれている。憲法上の論点、地方自治法上の論点、労働法上の論点などは書かせていただいているように適法と考えているが、裁判で決着がついているわけではないので、グレーゾーンとも言える。国や県から何らかの指摘もなかった。市としての考え方ということで理解いただきたい。

### 5.条例改正への取り組みについて

平成21年9月に制定して、条例改正は2回行っている。22年9月には、 職種別賃金、 継続雇用の確保・・・業務委託の中で、電話交換のようにどこにどのような担当課があるかなど経験 が必要なもの。雇用が引き継がれればよいが、入れ替わると業務の質の確保ができない。 下請 け事業者の適正な利益確保についても、その労働者に条例の基準額を適用すると経営が困難にな

### る場合。

23年の9月の改正については、工事の予定価格を5000万円以上に拡大したこと。今後も拡大の予定だが、まだ具体的な内容については決まっていない。

### 6.今後の課題について

一番の目的としては、地方から国を動かして国で法制化を目ざしている。 実務的なところだが、賃金等の最低額の設定が市場の価格と比較して妥当かどうかの検討ができれば、改正も行っていく。 一番最初に制定したので、各地方に広がるように情報発信をしていくことを考えている。

### 質疑応答

- (問)公共工事で2次、3次、4次の下請けなどの最低賃金を保障するとなると、最低価格を決めることが難しいのでは。入札の時に最低価格をどのように決めているのか?
- (答)野田市は最低制限価格は決めていない。低価格調査制度は国の基準と同じ扱い。もともと 最低制限価格、予定価格の事前公表をしていない。
- (問) 1次の請負業者が下請けの労働者の賃金も含めて決めるとなると、下請けに入っている事業者の利益などが出てくるのか?
- (答) 1億円以上の工事、土木では距離が長いので1億円になる。市内事業者、下請けを使っている場合でも2次下請け程度。野田市の賃金の基準は、国交・農水の定めた二省単価の8割を基準として設定しているので、野田市の中ではそれでやっていけてるのだろうと。他都市では9割払われているというところもあるが、今後建築の工事などでは、下請け関係が広くなってくるので、業種が多岐にわたる。その状況も踏まえて、設定の仕方を研究する必要がある。請負業者の適正な利益を確保することも課題。
- (問)対象は関わる労働者すべてということでよいのか?
- (答) その通り。
- (問)条例施行後、市の職員で非正規の労働者の賃金の引き上げなどは行われたのか?
- (答)臨時職員については、条例制定前は一時間あたり815円だったものが830円へと引き上げている。業務委託の方では施設の運転管理、保守点検、清掃の3種類を対象として、829円で実施していた。なぜそれをもってきたかというと請負はほとんどが人件費。件数では年間10件程度、工事を年間1億円以上とあわせて、職員が監督する範囲はこれくらいかと考えた。その後職種を広げてきたのだが、ほとんどが人件費が対象のもの。それ以外については人件費を割り出すのが難しい。

選んだのは元々賃金が低いだろうというものもあるし、事業者が変わるとその人たちも変わってしまうと困る。業務の品質が下がってしまう。賃金を確保し、雇用も5年間なら安定する。

- (問)経験を持っている人を安定的に確保するための工夫は?
- (答)物品だとリース契約などで5年とかいう契約があるが、業務委託でもそのような考え方を 適用したもの。
- (問)5年ごとの契約更新の際には、一定の技能、実績も勘案するのか?
- (答)それができれば一年間の契約でもよいが、できないので5年後には当然入札ということになる。

- (問)経験のある労働者を(事業者が変わっても)継承するということではないのか?
- (答)条例でそれを義務づけることはできなかったので、5年間という契約にしている。
- (問)賃金の最低額の設定だが、各業種をどのように決めたのか?
- (答)二省単価の8割で決めた。地元業者の実態を聞いて打診したところ、その程度ならやれる だろうということだった。川崎市や相模原市などでは、9割で実施と聞いている。
- (問)行政改革などでは、民間委託をして人件費でいくらぐらい節約できたなどと実績を示すが、 それとは逆の流れだと思うが、行革を進める部門との間で議論はなかったのか?
- (答)条例制定の担当は総務部長、行革も総務部長でどちらも同じ部局なので、議論はなかった。 確かに公契約条例で契約単価が上がることもあるが、それ以上に品質確保の効果が大きい。
- (問)議会でもそのような議論はなかったのか?
- (答)そのような(条例制定の)要望も上がっていたので、むしろ拡大する方向である。
- (問)野田市の条例実施後、他の研究者が野田市の工事費などが約0.3%程度上がったといわれていたがどうか?
- (答)もともと工事は設計単価を使っているので、上がったということはないが、業務請負については条例施行後、4億円の予算のうち400万円ほど増えたと言える。実際的に必要な経費と考えている。
- (問)2年ほど実施してきて、事業者の受け止めはどうか?
- (答)書類等の提出があるので、今までと比べて手を煩わせることになっているが、理解を求めている。今後書類の簡素化などについても検討していきたい。
- (問)市長会で働きかけをしているとのことだが、他都市の反応は?
- (答)23年4月から川崎市で工事6億円、業務では1千万円以上で実施。相模原市も今年の4月から実施、東京では多摩市が実施予定。国分寺市は去年、一昨年も検討しておられるといわれていたが、議会との調整がまだと聞いているので、広がっていると思う。
- (問)所得税や生活保護受給が減ったなどの数字で見える効果はどうか?
- (答)野田市の発注する工事の中でも、最低基準にあがっている工事に携わる人はそれほど多く はない。民間の事業の方が多い。実際に働いている人は市外の人もいる。

予算を余計に使って、効果はどうかということが気になるのだと思うが、安定した雇用と品質の確保が効果と考えている。下請け、孫請けの給与の書類をすべて点検するので、職員を一人増員してもらったが、その範囲でできる規模。

- (問)低価格の調査制度の対象となったものはあるのか? 失格になるのはどのような場合か?
- (答)公契約条例ということではなく、一般的な入札で何件もある。調査対象価格を決めて、それ以下の入札価格については、内訳書を出してもらうので、その内訳書のうちの一つでも基準を満たしていなければ失格になる。クリアした入札者について調査する。総合評価方式も使って落札者を決めるので、最低価格でないものが落札することもある。
- (問)事業者が経費節減するために人件費削減もあるが、工期短縮で経費を浮かすこともあるが、

そのような制限もあるのか?

- (答)特にない。工期内であればよい。
- (問)下請け、孫請けの事業者にとっては、一定の賃金が確保され、経営上の配慮もされるということならば、(仕事が)やりやすくなっているのか?
- (答)あくまでも最低のラインということだが、今後2省価格の9割以上と言われると厳しいという事業者もいる。(労賃の)地域的な問題もある。
- (問)工事が終わってから発覚した場合の救済措置はどうするのか?
- (答) 具体的な事例はないが、契約違反については罰則もあり、是正させることになる。

### 千葉県野田市を視察しての所感

(塚本正弘) 全国で初めて公契約条例を制定した都市ではあるが、出発点が地域の事業者との 懇談で安い労賃では後継者ができないという悩みを聞いたことから始まっているのが、身近な問題をどう解決するかという自治体としての知恵を感じた。市長のスタンスとしては、あくまでも 国での公契約法の制定だが、条例化とその具体化の中で、「自治体の仕事は何でも安ければよい というものではない」という地域での合意ができてきているように感じた。 大津市でも地域の 経済の問題としても、自治体の公共事業のあり方としてもみんなで考えるきっかけになるので、 ぜひ制定を検討するべきだと感じた。

(杉浦智子) 公共事業でワーキングプアを生み出さない、市が実施する公共事業や業務委託について下請けも含めて、事業者に最低賃金などを守らせ、あわせて業務の質の確保もしようと、市職員が直接事業者をチェックするしくみは、業界の状況把握にも有効だと思う。対象範囲を広げようとすれば、チェック業務の負担は大きくなるだろうが、公共工事や対象業務の内容を確認することもでき、無駄の見直しにもつながる。

大いに地方から条例制定を広げ、国の法整備の動きをつくれるよう働きかけていくべきだと思った。

(佐々木松一) 公契約条例の制定・実行は、現在進められている上からの行財政改革とは真っ向から矛盾するものである。その点だけをとれば、行政の持ち出し・負担が増える結果は最初から明らかなのであるから、事業者・労働者・市民の運動と共感はという下支え、さらに広く言えば、市民本位の自治体の行財政改革のあり方について併せて議論が積み上げられる必要がある。賃金が下がり続ける社会、大企業優先の政治・経済への反省抜きには語れない。野田市に続くところが徐々に出てきているが、この流れを本流にしていくための工夫がもっと必要なのではないか。

(石黒賀津子) 大津市では労働者の労働実態調査・立ち入り検査は、労働基準監督署が行うべきものと考えている。しかし野田市長は労働者の労働実態を調べ、声を聞く中で「国がおこなわないならまずは地方がおこない国を動かす」との立場で条例制定に踏み切った。「仕事の質の確保を重視しており、委託料が上がっても、そのための支出は必要な費用」との説明に条例制定の誇りが感じられた。大津市もすべての公契約に関わる労働者の賃金保障は公が行うべきという立場に立ち、今こそ条例制定に向けて足を踏み出すべきではないか。

(岸本典子) 野田市では、地方自治体で広げることで、国による制度(法整備)を求めている。 2次3次下請けの労働者の賃金も市の監督の下で保障していくことが、質の向上にもつながって いる。

まだ公契約条例を制定した自治体が少ないが、周辺自治体に広がって行くことで、市民の全体の収入のアップにもつながり、経済の活性化にもつながって行くのではないか。

(黄野瀬明子) 野田市長が市内の事業者との懇談の中で、労働者の労働条件、特に賃金アップが必要であると確信し公契約条例制定に至った経緯に感心した。ただ、公契約の仕事を取ることができず、条例の対象者からあぶれている個人事業者や中小零細企業が多く存在しているのではないかとも思ったので、今後も研究したい。公契約条例制定の際、業種ごとの賃金決定するときに、業者との合意形成に、時間も労力も必要となるだろうと思った。